

※ 調査対象は京都府在住で在宅で日常生活を営む方です。出生後や受傷後でまだ一度も退院されていない方は対象ではありません

○ **医療的ケア児者**（医療的ケアの要因となる疾患の発生が18歳未満で下記3つの要件を満たす）

- 1 日常的に医療的な生活援助行為を必要とする
- 2 1を持続的に必要とする状態にある
- 3 家族や支援者によるケアや見守りが必要である

医療的ケア	詳細
1 人工呼吸器の管理	在宅人工呼吸器、マスク式呼吸器の管理、ハイフローセラピー（酸素濃度に関わらず、また夜間だけの呼吸器使用やご家族判断での装着も管理中とします）
2 気管切開の管理	
3 鼻咽頭のエアウェイの管理	
4 酸素療法	酸素ボンベや濃縮器使用（常時または夜間のみ、またはご家族判断で使用する場合も含まれます）
5 吸引	口腔内、鼻腔内、気管内の吸引
6 ネブライザー管理	ほかの医療的ケアを必要としない単独処置の場合は医療的ケアとしません
7 経管栄養	経鼻チューブや胃瘻など管を用いて栄養を注入または持続経管注入ポンプ使用
8 中心静脈カテーテルの管理	中心静脈栄養、中心静脈からの薬剤投与
9 皮下注射 ※	持続皮下注射や持続血糖測定器使用を含みます。 (完全に見守りも必要なく、自己注射できる場合は調査対象としません)
10 血糖測定 ※	
11 持続的な透析	血液透析、腹膜透析
12 導尿 ※	定期的導尿、留置カテーテル、腎及び膀胱瘻など（自己導尿が見守りもなく実施できる場合は調査対象としません）
13 排便管理	疾患を原因とする定期的浣腸やストーマ（ストーマも自己で管理出来る場合は対象に含みません）
14 痙攣時の処置	無呼吸など1日に数回発作がある場合。その対応のために酸素吸入、吸引、蘇生器具を使用する場合。 (薬物使用のみは含みません)

○ **重症心身障害児者**（障害の発生・固定が18歳未満である児者）下記の例の方

- 1 身体障害者手帳1級又は2級と療育手帳Aを併せ持つ児者の方
- 2 重症心身障害認定をうけた児者（障害福祉サービス関係の受給者証に記載あり）の方
- 3 認定を受けていなくても1、2と同等と医師が判断される場合

調査対象であるか迷う場合は対象としてください。